

改正 平成20年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、徒歩による通学が困難な美山地区から市立川口中学校へ通学する生徒の登下校の通学手段及び通学上の安全を確保するために運行する美山町・川口中学校間スクールバス（以下「スクールバス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 スクールバス利用対象者は、美山地区から八王子市立川口中学校へ通学する生徒とする。

（利用期間）

第3条 利用期間は、スクールバスが運行する日の範囲において、利用開始日から卒業までとする。

（利用の申請）

第4条 スクールバスの利用を希望する生徒の保護者は、利用を開始しようとする日の前日までに、利用申請書（第1号様式（様式略））を教育委員会に提出するものとする。

（利用の承認）

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合において、スクールバスの利用を承認したときは、利用承認書（第2号様式（様式略））を交付するものとする。

（利用者負担金）

第6条 スクールバスの利用者負担金は、年額28,000円とし、利用生徒の保護者が負担するものとする。

2 前項に規定する利用者負担金は、第1学期10,000円、第2学期10,000円、第3学期8,000円に分割して納付するものとする。

3 前項に規定する利用者負担金は、各学期の開始日の属する月の月末までに納付しなければならない。

4 年度途中で転入学した場合においては、第1項の規定にかかわらず、前項の各学期の納付期日までに転入学した場合は当該学期から、納付期日を過ぎて転入学した場合は翌学期から利用者負担金を徴するものとする。

5 年度途中で転退学した場合においては、第1項の規定にかかわらず、第3項の各学期の納付期日までに転退学した場合は、利用者負担金の納付を要しないものとする。

（利用者負担金の免除）

第7条 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者については、利用者負担金を免除する。

2 前項の規定により利用者負担金の免除を受けている者が、生活保護法に基づく保護の廃止又は停止となった場合においては、前条第4項中「転入学をした場合」とあるのは、「生活保護法に基づく保護の廃止又は停止となった場合」と読み替えるものとする。

（利用者負担金の不返納）

第8条 既に納付した利用者負担金は還付しない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、その利用者負担金の全部又は一部を返還することができる。

（利用承認の取り消し）

第9条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、利用の取り消し、又は利用の停止を命じることができる。

（1）第2条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。

（2）災害その他の事故によりスクールバスの運行が継続できなくなったとき。

（3）生徒が利用するにあたり、スクールバスの運行に著しい支障があると認められるとき。

（利用の辞退）

第10条 スクールバスの利用を辞退しようとする場合は、教育委員会に届け出なければならない。

附 則

（施行規則）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条に規定する利用者負担金について、平成17年3月31日現在、川口中学校に在籍し、平成17年度以降も引続きスクールバスを利用する生徒は、経過措置として利用者負担金を免除する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。